

# 船橋市訪問介護事業者連絡会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本連絡会は、船橋市訪問介護事業者連絡会(以下「本会」という。)と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を、船橋市内に置く。

(目的)

第3条 本会は、訪問介護事業者が自らの視点で、介護保険制度における訪問介護事業の業務及び経営等に係る課題や問題点を共有し、各種研修会等の開催・共同事業の推進・関係団体との連携等を通じて、より質の高いサービスを安定的に提供できるよう、資質及び職業倫理の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 訪問介護事業に運営に伴う課題の調査・研究
- (2) 会員同士のネットワークの構築
- (3) 訪問介護事業及び訪問介護員への社会的評価向上のために必要な情報収集・情報提供及び研修
- (4) 訪問介護事業者が、安定して訪問介護サービスの向上に努められるための共同事業の推進
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、船橋市内に訪問介護事業所を置く者、又は船橋市を指定地域として訪問介護サービスを提供している者とする。

(入会)

第6条 前条に掲げる者が本会に入会しようとするときは、入会申込書(第1号様式)に1年間分の年会費を添えて会長に提出し、幹事会の承認を得るものとする。

- 2 会員は、申し込み内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届(第2号様式)を会長に出すものとする。

(資格喪失)

第7条 会員は以下の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、会員の資格を失ったものとみなす。

- (1) 正当な理由なく年会費を納入しないとき
- (2) 会員の所在不明等により、本会からの連絡が不能となったとき

(退会)

第8条 会員は、次の各号に掲げる場合には、本会を退会するものとする。

- (1) 会員が退会を申し出たとき
- (2) 会員が介護保険指定事業者及び基準該当事業者の指定を取り消しになった場合

2 前項の規定により退会の申し出をする会員は、会長に退会届(第3号様式)を提出するものとする。

(除名)

第9条 本会の名誉を著しく傷つけ、又は本規約及び職業倫理に反する重大な行為のあった会員に対しては、総会の議決を経て、除名することができる。ただし、その場合には、会員に対して事前に弁明の機会を与えなければならない。

(会費)

第10条 会員は、本会の定める年会費を納入するものとする。

法人会員 10000円

2 年度途中の入会は下記の会費とする。

4月～6月入会 10,000円

7月～9月入会 7,500円

10月～12月入会 5,000円

1月～3月入会 2,500円

### 第3章 役員

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 幹事 若干名(内会計担当・事務担当幹事各1名含む)
- (4) 会計監査 1名

(選任等)

第12条 幹事及び会計監査は、総会において会員の中から選任する。

- 2 会長及び副会長は、幹事会において幹事の中から互選するものとする。
- 3 幹事の中に、会計（以下「会計担当幹事」という。）1名を置く。

（役員の職務）

第13条 役員は、次の職務を遂行するものとする。

- （1） 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- （2） 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長が順次その職務を代理する。
- （3） 幹事は、会長の命を受け、本会の運営に必要な業務を分掌する。
- （4） 会計担当幹事は、本会の会計を分掌する。
- （5） 会計監査は、本会の会計を監査する。

（任期）

第14条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 任期の途中で役員に選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

（解任）

第15条 役員が次の各号の一に該当する場合は、任期の途中であっても、総会の議決により解任することができる。ただし、その場合は、会員に対して事前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1） 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認めるとき
- （2） 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

## 第4章 会議

### 第1節 会議及び構成

（会議）

第16条 本会の会議は総会と幹事会とする。

（構成）

第17条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 幹事会は、幹事をもって構成する。

### 第2節 総会

（招集及び開催）

第18条 総会は会長が招集する。

- 2 定時総会は毎年1回開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号に掲げる場合には開催しなければならない。
  - (1) 幹事会の過半数が必要と認めたとき
  - (2) 会員の3分の1以上の者から会長に開催の請求があったとき

(付議事項)

第19条 次の各号に定める事項は、別に定める他、総会で議決又は承認を得ることを要する。

- (1) 規約の制定及び改廃
- (2) 解散
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 事業計画及び事業報告
- (5) 予算及び決算
- (6) 会員の身分に関する事項
- (7) その他本会の運営に関する重要な事項

(定足数及び議決要件)

第20条 総会の議長及び副議長は、出席した会員の中から各1名選出する。

第21条 総会は、会員の3分の2以上の出席により成立し、出席者の過半数の賛成により議決する。

ただし、可否同数の場合は、議長の決するところに従う。

第22条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、委任状を提出する事が出来る。

ただし、委任状による出席は総会の成立要件のみとして認める。

第23条 会長は、総会で議決又は承認した事項を、速やかに会員に知らせなければならない。

### 第3節 幹事会

(招集及び開催)

第24条 幹事会は、会長が招集する。

2 幹事会は、次の各号に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 幹事の過半数から、会議の目的である事項を記載した書面をもって開催請求があったとき

(会計監査の出席)

第25条 会計監査は、幹事会に出席して質問し、また意見を述べる事ができる。ただし、議決に加わることはできない。

(付議事項)

第26条 次の各号に定めのある事項は、幹事会の議決を得なければならない。

- (1) 総会の招集及びこれに付議する事項
- (2) 総会で議決又は承認した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 運営規則の制定及び改廃
- (5) 入会の承認

(定足数及び議決要件)

第27条 幹事会には、第21条から第23条までの規定（第21条ただし書を除く）を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「会員」とあるのは、それぞれ「幹事会」及び「幹事」と読み替えるものとする。

## 第5章 予算及び決算

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算)

第29条 会長は、本会の事業計画の作成及び予算の編成を行う。

- 2 会長は、毎年翌年の予算案について、年度開始前に幹事会の議決を経て、総会の承認を得るものとする。

(決算)

第30条 会長は、毎年会計年度終了後、速やかに事業報告書及び収支決算書を作成し、監査を受けて、総会に付し、承認を得なければならない。

## 第6章 その他

(規約の改廃)

第31条 この規約の改廃は、第21条の規定に関わらず、幹事会の発議により、総会に出席した会員の3分の2以上の賛成によって議決しなければならない。

(解散)

第32条 本会を解散しようとするときは、第21条の規定に関わらず、幹事会の発議により、総会に出席した会員の3分の2以上の賛成によって議決しなければならない。

第33条 本規約第12条第1項、第20条、第21条に定める会員の中には、第5条第1項第2号に定める会員は除くものとする。

## 附則

第1条 本会設立時の役員の任期は、第14条の規定に関わらず、次期総会までとする。

第2条 本会設立時における予算については、第29条の規定に関わらず、設立総会において決定するものとする。

### 第3条（施行年月日）

この規約は、平成16年6月19日から施行する。

この規約は、平成22年6月6日に改正、施行する。

この規約は、2019年6月16日に改正、施行する。